# 健康福祉委員会資料

# (健康福祉局関係)

- 1 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明
- (2) 議案第159号 川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例 の制定について
  - **資料1** 議案第159号 川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する 条例の制定について
  - 資料2 新旧対照表

平成30年11月21日

健康福祉局

議案第159号 川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例 の制定について

#### 改正内容

- 1 動物愛護センターの移転 高津区蟹ヶ谷119番地から中原区上平間1700番地8に移転
- 2 不妊手術を行う犬及び猫の範囲の拡大

- 1/21/H1CH1/// (ACC)		
対 象	現 行	改 正 後
センターに収容した犬 及び猫	飼養希望者の依 頼により手術を 行う。	原則、譲渡可能な犬及び猫に手術を行う。
生活環境の保全上の支 障を防止するために市 長が必要と認めた犬猫 (例:地域猫活動)	手術の対象外	川崎市地域猫活動支援要綱に基づく地域 猫活動などの生活環境の保全上の支障を 防止するために市長が必要と認めた場合 に手術を行う。

## 3 不妊手術を行う場合の使用料の無料化

対 象	現 行	改正後
センターに収容した犬及び猫	譲渡を希望する者から オス: 8,000円 メス:15,000円 を徴収。	無料で実施する。
生活環境の保全上の支障を防止する ために市長が必要と認めた犬猫 (例:地域猫活動)	手術の対象外	,,

### 4 特定動物の飼養又は保管の規制に関する業務

現在、特定動物の飼養又は保管の許可等の申請の受理は区役所保 健福祉センター衛生課で、飼養施設の現地調査は動物愛護センター で、審査及び許可等は健康福祉局保健所生活衛生課で行っている が、これらの業務を動物愛護センターで一元的に行う。 ○川崎市動物愛護センター条例

昭和49年3月30日条例第13号

改正

昭和55年5月30日条例第25号 平成9年3月31日条例第12号 平成20年3月25日条例第9号 平成25年6月26日条例第25号

改正後

川崎市動物愛護センター条例

(目的)

**第1条 この条例は、川崎市動物愛護センター(以下「センター」という。)|第1条 この条例は、川崎市動物愛護センター(以下「センター」という。)** を図るとともに、動物愛護の気風を高めることを目的とする。 (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市動物愛護センタ	川崎市中原区上平間1,700番地8
_	

(業務)

- 第3条 センターは、次の業務を行う。
  - (1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。
  - る犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。
  - (3) 犬、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年川崎 (3) 犬、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年川崎 市条例第21号) 第12条の2第1項に規定する規則で定める動物(以下「犬、 猫等の動物」という。)の引取り及び収容に関すること。
  - (4) センターに収容した犬、猫等の動物の譲渡しに関すること。

○川崎市動物愛護センター条例

昭和49年3月30日条例第13号

改正

昭和55年5月30日条例第25号 平成9年3月31日条例第12号 平成20年3月25日条例第9号 平成25年6月26日条例第25号

改正前

川崎市動物愛護センター条例

(目的)

の設置、管理及び運営について必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上 の設置、管理及び運営について必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上 を図るとともに、動物愛護の気風を高めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市動物愛護センタ	川崎市 <u>高津区蟹ケ谷119番地</u>
<b>—</b>	

(業務)

- 第3条 センターは、次の業務を行う。
  - (1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。
- (2) 所有者(所有している者以外の者が管理する場合は、その者)のあ (2) 所有者(所有している者以外の者が管理する場合は、その者)のあ る犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。
  - 市条例第21号)第12条の2第1項に規定する規則で定める動物(以下「犬、 猫等の動物」という。)の引取り及び収容に関すること。
  - (4) センターに収容した犬、猫等の動物の譲渡しに関すること。

コレマ 30	74
改正後	改正前
(5) 不妊手術(センターに収容した犬及び猫について譲渡しのために行	
<u>うもの又は不妊手術を依頼された犬及び猫について生活環境の保全上の</u>	<u>により</u> 行うものに限る。)に関すること。
<u>支障を防止するために市長が必要と認めて</u> 行うものに限る。) に関する	
こと。	
(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。	(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。
(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。	(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。
(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。	(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
(9) 抑留犬の返還に関すること。	(9) 抑留犬の返還に関すること。
(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。	(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。
(11) 狂犬病の鑑定に関すること。	(11) 狂犬病の鑑定に関すること。
(12) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第2	≪新設≫
6条第1項に規定する特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。	
<u>(13)</u> その他市長が必要と認めること。	<u>(12)</u> その他市長が必要と認めること。
	_ (使用料)_
≪削除≫	第4条 センターは、前条第5号に規定する不妊手術を行う場合は、次に定
	める使用料を徴収する。
	雄 1件 8,000円
	雌 1件 15,000円
	2 不妊手術後において治療を要した場合は、実費を徴収することができる。
	_(使用料徴収の時期)_
≪削除≫	第5条 使用料は、その都度徴収するものとする。
	_(使用料の減免)_
≪削除≫	第6条 市長は、第4条に規定する使用料について特に必要があると認める
	ときは、これを減額し、又は免除することができる。
(損害の賠償)	(損害の賠償)

第4条 センターの建物、付属設備等を滅失し、又は毀損した者は、市長の第7条 使用者が建物、付属設備等を滅失し、又はき損したときは、市長の 認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長 認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長 がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

改正後	改正前
(委任)	(委任)
第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。
<u>附 則</u>	
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同	
条第5号に係る部分を除く。)は、平成31年4月1日から施行する。	